

平成28年度

第11回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年2月23日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成28年度第11回農業委員会総会を大多喜町役場大会議に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 地籍調査による農地の地目認定について

議案第4号 平成29年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について

議案第5号 大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化委員の定数を定める条例の制定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第3号 軽微な土地改良の届出について

報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (11名)

1 番委員：加曾利益弘	2 番委員：佐川順一郎
3 番委員：齋藤豊彦	4 番委員：君塚作治（途中退席）
5 番委員：磯野幸作	6 番委員：藤平重男
7 番委員：押元康郎	8 番委員：猿田義久
9 番委員：浅野幸男	10 番委員：山岸 潔
11 番委員：岩瀬貞夫	

<欠席委員> (0名)

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 4 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますけれども、只今から平成 28 年度第 11 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は 11 名の全員の委員さんのご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いします。

議長（岩瀬会長）

本日は大変お忙しい中、平成 28 年度第 11 回総会にお集まりいただきましてご苦勞様でございます。早速ではございますが本日の議事に移らせていただきます。それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条の第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は 7 番委員の押元委員さんと 8 番委員の猿田委員さんをお願いします。

それでは、早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、3 頁をお開きください。今回、議案第 1 号については申請案件が 5 件でているために、先に事務局で一括して説明をさせていただいた後に一件ずつ審議をお願いしたいと思います。それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 29 年 2 月 23 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 14 所在・地番 紙敷地先 地目 田 地積 588 m²他 1 筆 合計地積 988 m² 権利者 大多喜町在住者 義務者 大多喜町在住者 事由 譲受人 自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人 高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。所有権移転。

番号 15 所在・地番 桜台地先 地目 田 地積 1,038 m² 権利者 茂原市在住者 義務者 大多喜町在住者 事由 譲受人 譲り受けて耕作する。譲渡人 管理ができないので譲り渡したい。所有権移転。

番号 16 所在・地番 葛藤地先 地目 田 地積 345 m²
権利者 大多喜町在住者 義務者 習志野市在住者 事由 譲
受人 自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図
る。 譲渡人 高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲
渡したい。所有権移転。

番号 17 所在・地番 猿稻地先 地目 畑 地積 423 m²
権利者 大多喜町在住者 義務者 大多喜町在住者 事由 譲
受人 樹園地（果樹畑）の造成を図る。 譲渡人 平成3年に
父から農業経営を継いだが、申請地が自宅から離れており維持
管理が困難なため。所有権移転。

番号 18 所在・地番 紙敷地先 地目 畑 地積 613 m²
権利者 大多喜町在住者 義務者 大多喜町在住者 事由 譲
受人 規模拡大のため。 譲渡人 耕作ができないため。所有
権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、5ペー
ジのとおりでございます。こちらにつきましては、農地法第3
条第2項第2号には該当しないため、許可要件の全てを満たし
ていると言えます。以上です。

議長(岩瀬会長)

はい。事務局の説明が終わりました。番号 14 と番号 18 につ
いては、4 番員の君塚委員さんが現地調査を担当しております
ので報告をお願いします。

君塚委員（4 番）

はい。それでは、報告いたします。最初に番号 14 について調
査結果を報告いたします。申請地は紙敷地区の一番奥になると
ころで、紙敷の入口の霊園のところから入りまして、真っ直ぐ
行ったところで市原市との境付近です。2 月 18 日（土）の午
後に権利者立会のもと確認をしました。現地は権利者の牛小屋
と地続きの土地になっております。対象地は何れも自家用の野
菜が植えられていました。特に問題はないものと思います。

もう一件の番号 18 につきましても、同じく紙敷内のカヤノキ
台という場所で、紙敷地区の中でも少し高台になります。

紙敷に入って牧場があるところを左に入って、暫く進んだ箇
所を左に入っていったところに申請地があります。同じく 2 月
18 日（土）の午後、権利者に立ち会ってもらい調査を行いま
した。対象地はカキが 15 本～20 本位植栽されており、草刈りも
丁寧に行われてありまして、比較的カキ畑としては、良い状態の

畑でありました。義務者は体調を崩してしまい、草刈りも管理も出来ないということでした。以上です。

議長(岩瀬会長)

ありがとうございました。君塚委員さんからの現地調査報告をいただきました。これに対しまして質問のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

位置図上の現地の印が大分ずれているのではないかと。私は、地元で場所が分かるからではあるが、せっかく図面を付けていただくのだから正確にお願いしたい。

君塚委員（4番）

自分も位置図を見なくても現地が分かるため、位置図はあまり参考にしませんでした、そう言われればずれていますね。

事務局（寺井）

申し訳ありません。今後、気を付けます。

議長(岩瀬会長)

他に質問のある方は、いらっしゃいますか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号 14、番号 18 について異議ございませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

番号 14、番号 18 については異議ないものと認めます。
続きまして、番号 15 につきましては、8 番委員の猿田委員さんが担当となっておりますので、現地報告をお願いします。

猿田委員（8 番）

はい。それでは、番号 15 について私の方から現地確認の報告を申し上げます。確認日は、2 月 16 日(木)午後 4 時から、申請者の代理人として大富測量事務所から現地の説明を受けました
現地につきましては、大多喜城の後ろ側に位置しまして、お城の駐車場からお城に行く道と栗山方面に行く道の三差路を栗山方面に向かい、100m 位のところの右側になります。地目は田となっておりますけれども、もう、大分耕作もされていないようす

で、かなり荒れ放題の土地でありました。草は勿論のこと、竹ですとか木が生えていている状態でした。権利者は住所が茂原になっていますが、元は大多喜出身の方で、今後 畑として野菜を作りたいとのことでした。年齢は62歳とのことでした。義務者は、権利者と親戚関係にあるとのことでした。現状を見ますと先ほども申し上げたようにもう何年も耕作されておらず、荒廃した状況の中、これから権利者により管理されれば、環境的にも大変良くなるのではないかなと感じました。以上で報告を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(岩瀬会長)

はい。ありがとうございました。猿田委員さんからの現地調査報告をいただきました。これに対しまして、質問がある方はお願いします。

藤平委員（6番）

権利者は現在なにをされているのでしょうか。

猿田委員（8番）

今までは大工だったとのことですが、大工もあまり仕事がないから、これからは、野菜を作ったりしたいとのことでした。

議長(岩瀬会長)

他に質問のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

質問がないようですが、番号15について異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

番号15については異議ないものと認めます。

続きまして、番号16につきましては、2番委員の佐川委員さんが担当となっておりますので、現地報告をお願いします。

佐川委員（2番）

はい。それでは、番号16について説明いたします。2月18日（土）に、権利者の立会のもとに現地確認をしましたので、報告させていただきます。申請地なんですけど、県道市原天津小湊線の老川十字路から市原方面に向かい葛藤地区に入って、左側のガソ

リンスタンドがございます。その先を右に約 20m 位入った左側が申請地になります。現況なのですが、20 坪程度のビニールハウスが現在建てられております。その中にはですね、ブロッコリー、菜花等が植えられてありました。ビニールハウス以外の場所には、白菜とかほうれん草、ニンニクなどの野菜が植えられてありました。対象地は道路とは同じ高さですが、権利者の宅地から見ますと 1.5m 程下がっているという状況でございます。地目は田になっていますが、現在は野菜が作られているという状況です。以上です。よろしくお願いします。

議長(岩瀬会長)

はい。ありがとうございました。佐川委員さんからの現地調査報告をいただきました。質問がある方はお願いします。

議長(岩瀬会長)

他に質問のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号 16 について異議ございませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長 (岩瀬会長)

番号 16 については異議ないものと認めます。

続きまして、番号 17 につきましては、7 番委員の押元委員さんが担当となっておりますので、現地報告をお願いします。

押元委員 (7 番)

はい。それでは、報告させていただきます。さる 2 月 17 日(金)に、現地を確認しました。ここはですね、以前 11 月の総会の中で、3 条申請のあった土地であります。場所は白山台十字路から国道 297 号線を勝浦方面に向かい、ナフコを建設している場所の反対側ですね、勝浦に向かい左に入っていくと、100m 位奥に入ったところにスナックがありその反対側に当たります。現地は、柚子の木が 3 本と柿の木等が植わっており、草は刈られています。以上です。

議長(岩瀬会長)

はい。ありがとうございました。押元委員さんからの現地調査報告をいただきました。質問がある方はお願いします。

議長(岩瀬会長)

質問はありませんか。

議 場

———— 質問・意見等なし ————

質問がないようですが、番号 17 について異議ございませんか。

議 場

———— 異議なしの声あり ————

議長（岩瀬会長）

番号 17 については異議ないものと認めます。

それでは、議案第 1 号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

それでは、君塚委員さんにおかれましては、所用のため途中退席をしたいとのことですのでお知らせいたします。

—— 君塚委員退室（午後 2 時 26 分） ——

つづきまして、議案第 2 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、6 頁をお開きください。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 29 年 2 月 23 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 16 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 489 m²他 1 筆 合計地積 1,021 m² 農地種別 1 種 農用地区域 外 権利者 大多喜町在籍 株式会社 義務者 大多喜町在住者 つづきまして、所在・地番 横山地先 地目 田 地積 988 m² 農地種別 1 種 農用地区域 外 権利者 大多喜町在籍 株式会社 義務者 大多喜町在住者 この二つの案件は同一番号にて申請をされておりますので、事由も同様のものとなります。事由 胡蝶蘭栽培施設の設置に伴い、当初は申請地以外に従業員用のトイレや更衣室等の施設を計画していたが、施設稼働までに近隣での用地確保が困難なため、施設内にトイレ、更衣室等を設置するため。賃借権設定。以上です。

議長(岩瀬会長)

はい。事務局の説明がおわりました。議案第2号については、9番委員の浅野委員さんが担当となっておりますので、現地調査報告をお願いします。

浅野委員 (9番)

はい。2月16日(木)午後3時から、事務局2名と現地調査を行いました。場所は、横山のセブンイレブンの裏になりますが、昨年の総会で、農地の貸借の協議がされた場所ですが、ハウス内にトイレや休憩施設及び、ハウス周辺に駐車場を整備することですが、現地は、周囲に排水施設が整備されており特に問題はないと思います。以上です。

議長(岩瀬会長)

はい。ありがとうございました。浅野委員さんからの現地調査報告をいただきました。質問がある方はお願いします。

齋藤委員 (3番)

昨年の総会で協議した賃貸借料等の変更はあるのか。それとも建物を建てるのに転用をするのか。

事務局 (寺井)

はい。その通りです。

事務局 (秋山)

こちらにつきましては、当初は農業生産に伴う用地として、使用する土地については、農地のままで事業を行う予定でしたが、トイレや休憩施設をハウス内に設置する計画に変更されました。それを受けて、県からトイレや休憩施設については、生産に必要な施設ではないので、転用をするよう指導を受けたことにより、転用をすることとなったものです。

齋藤委員 (3番)

他の用地については、変更が必要ないということか。

事務局 (秋山)

これもハウスの中の一部でございます。しかしながら、トイレを一つ置くだけでも農地として認められないとのことで、トイレや休憩施設の箇所を転用するものです。

押元委員 (7番)

今、鉄骨が建ち始めている箇所か。工事の進捗状況はどうか。

事務局 (秋山)

今現在鉄骨が建ち始めているのは、状況図を参照願いたいと思いますが、セブンイレブン側と反対側の一角だと思います。

その部分の一部にトイレや休憩スペースが入る予定です。また、このスペースで出荷準備も行う予定ですが、出荷準備室も栽培に必要なスペースとはならないとのことで、対象の土地全てを転用するものです。

議長(岩瀬会長)

他に質問のある方はお願いします。

議 場

____ 質問・意見等なし ____

質問がないようですが、番号 16 について異議ございませんか。

議 場

____ 異議なしの声あり ____

議長 (岩瀬会長)

番号 16 については異議ないものと認めます。

それでは、議案第 2 号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

つづきまして、議案第 3 号 地籍調査による農地の地目認定についてを、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (寺井)

はい。それでは、7 頁をお開きください。議案第 3 号 地籍調査による農地の地目認定について「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和 56 年 10 月 7 日付け 56 国土国第 409 号国土庁土地局国土調査課長指示）」により、地籍調査による下記農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成 29 年 2 月 23 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 地目認定を要する農地

所在・地番 大多喜町森宮地先 所有者及び所有者住所 大多喜町在住者 地目 調査前 田 調査後 公衆用道路 地積調査前 6.61 m² 原因及び日付 年月日不詳地目変更。以上です。

議長 (岩瀬会長)

はい。事務局の説明が終わりました。議案第 3 号につきましては、8 番委員の猿田委員さんが現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

猿田委員 (8 番)

はい。それでは、私の方から説明を申し上げます。

確認の日にちですが、2月16日（木）午後2時半から行いました。建設課の職員と測量会社「八州」と事務局で行いました。内容につきましては、地目は田でありますけれども現状を見ますと、非農地というかたちで、耕作も何もなく少し斜面があった場所でした。直ぐ脇を町道が通っているんですけども、その町道の法面のような形で、ございました。そのような状態であり、農地ではなく非農地ということで確認をしましたので、報告いたします。

議長（岩瀬会長）

はい。ありがとうございます。猿田委員さんからの現地報告をいただきました。質問のある方はお願いいたします。

議長(岩瀬会長)

質問ありませんか。

議 場

_____ 質問・意見等なし _____

議案第3号について異議ございませんか。

議 場

_____ 異議なしの声あり _____

議長（岩瀬会長）

それでは、議案第3号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

つづきまして、議案第4号 平成29年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。では、8ページをお開き下さい。議案第4号 平成29年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について 平成29年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について、その可否について意見を求める。平成29年2月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬 貞夫 1 大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業（案） 別紙のとおり。

平成29年度の大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金（案）については、9ページをご覧ください。こちらにつきましては、本日配布しております、農業会議資料と記載がある資料を参考にご覧頂きたいのですが、機械による農作業

標準の中の今年度変更されている部分について、のみ変更をかけました。具体的には、トラクターによる代かきの料金が平成28年度と比較しまして100円アップしまして7,000円で案を作成しました。それからですね、水田代かきの備考欄の部分に、議案中には記載がもれておりますが、周知する際には、「2回を標準」として掲載をしたいと考えています。それから、同じ表の中の田植機の欄ですが、こちらも農業会議の資料によりまして、100円アップしておりましたので、これに習いまして、昨年の6,500円から6,600円に改定する案で提示させていただきました。その他、農業会議の資料では育苗1箱当たりの金額が10円アップしておりましたが、こちらにつきましては、JAさんに確認をとりまして、特に変更の予定がないとのことでしたので昨年と同額で提案させていただきました。また、農作業の標準料金とその他の項目につきましては、昨年と同額で提案させていただいております。農作業の標準料金につきましては、農業会議の外房地域、夷隅地域の標準賃金として資料の提供を受けておりますが、例年、大多喜町では前年の設定料金を引き継いで、大幅な変更をしておりませんでしたので、それに習いまして29年度も28年度と同様の額で設定をさせていただきました。その方向性についてもお審議いただければ幸いです。よろしくご審議のほどお願いします。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明がおわりました。質問のある方はお願いいたします。

山岸委員(10番)

先ほどの、代かきの「2回標準」とはどのようなことか。具体的に説明をお願いします。2回やってこの値段ですよ、とのことか。1枚の田を2回やってということか。

事務局（寺井）

はい、そうです。

山岸委員（10番）

分かりました。

事務局長（吉野）

俗にいう荒代、植代という作業でよろしいかと思います。

押元委員（7番）

機械を二度入れるということになるのか。一度入れた機械が

2回回ってやるわけではなくて。

事務局長（吉野）

また、別の日ですね。水田の土壌をある程度落ち着かせてから、それからもう一度植代をということです。植える直前ですね。植える一週間ないし、十日前ですかね。

山岸委員（10 番）

トラクターを一回しか入れないのに 2 回分の金額にはならないですね。

事務局長（吉野）

そうですね。その場合は減額と言う話になるかと思いますが、お互いの話合になりますね。

山岸委員（10 番）

その辺の勘違いが怖いですね。

藤平委員（6 番）

だから、水止めと植代ということで、中代と植代で。

事務局長（吉野）

代かき 2 回と言う事ですよ。

藤平委員（6 番）

そう言うことですよ。単なる代かきだけだと 2 回というのは田んぼの中を 2 回回われば良いということになる。

浅野委員（9 番）

中には、荒代を 2 回やる人もいる。

山岸委員（10 番）

そうになってしまう。なにか適切な表現が必要ではないか。荒代 1 回、植代 1 回と書けばわかると思うが。

押元委員（7 番）

備考欄に、今のような内容を記載すれば間違いが起きないのかなと思う。

齋藤委員（3 番）

事務局に伺います。代かきというのは、7,000 円ということで、その前に荒起こしというのは、水田の耕起これは、水のない田んぼ等のことですよね、それで、今度は代かきというのは普通、荒代ていうのをやってそれからまた、数日間置いてもう一度、植代というのをやるそれを含めてこの値段ということか。そこがいつも疑問になる。

藤平委員（6 番）

表現が分かりにくいと思う。押元委員さんが言われたように、但し書きで括弧内に、水止め中代一回で、植代一回でトー

タル二回でと但し書きしないと、二回と言う事は、二回回れば終わりと、ひとつの田んぼを縦横やって二回となるといかなものかと思います。

事務局長（吉野）

農業会議の資料では、二回標準となっておりますが、今、委員さんからご指摘がありましたので、これは表現の方を周知の方ですね、周知文を変える方向で、二回標準と言うのは分かりにくいので、表現の方法を変更したいと思います。で、表現方法として、植代一回とあと荒代にしますか中代にしますか。

齋藤委員（3 番）

ま、荒代と言ったり中代と言ったりしていますね。

事務局長（吉野）

色々、言い方があると思いますので。

佐川委員（2 番）

場所に寄って言い方が違う。

事務局長（吉野）

三回やるところもある。

議長（岩瀬会長）

砂地のところは三回やるところもある。表現の仕方ですね。

事務局長（吉野）

表現の仕方によっては、荒代をやらないのかと言う事も出てくる可能性があるので、その辺を上手く表現しておかなければいけないと思います。

山岸委員（10 番）

実際、聞かれたときに困るんですよ。

事務局長（吉野）

表現の仕方について、ご協議いただければ助かります。植代は問題ないと思います。植える 10 日から 1 週間前にやるのが植代ということで。その前段ですね。最初に水を止めるための。

齋藤委員（3 番）

荒代と植代を違う人がやる場合もあるかもわからない。取りあえず両方やって 7, 0 0 0 円ですよ。中には、1 回の植代でやると言う人もいる。1 回代は草も生えやすいし、水持ちも悪いし良くないが、やる人もいる。

佐川委員（2 番）

回数ではなくて、その行程で表現すると言うのはどうなのか。

議長（岩瀬会長）

例えばどのようにでしょうか。

佐川委員（2 番）

例えば植代、回数ではなくて植代でいくら、荒代でいくらとか。そういった行程での表現はどうなのか。

事務局長（吉野）

行程でも良いと思いますが、これは代かきが二回というのが標準の7, 000円ということになっておりますので、どこにあてるかとのことだと思います。ま、最終的に二回となっておりますが、三回や一回になればお互いに相対で協議をして貰うと言うかたちで良いと思う。農業会議で二回という話で決定しておりますので、皆さんにお知らせするのが、二回標準だと言う事で単価をお示しするという事だと思います。

山岸委員（10 番）

もしくは、代かき一回3, 500円としても良いのでは。

事務局長（吉野）

そのようなかたちになると、どちらに重きを置くかとの話に今後なるかということなるかもしれませんので、その辺はいかがなものかと思いますが。

山岸委員（10 番）

但し書きで括弧を付けて対応するのが良いのではないのでしょうか。

齋藤委員（3 番）

荒代と植代までやってと記載しておいたらどうか。

押元委員（7 番）

代かきというと普通は、植え付ける準備をするまでの作業が表現されると、その前に荒代とゆうのを載せておけば、それで二回だよと意味合いで取れるのではないのでしょうか。

山岸委員（10 番）

あとは、作業量に応じて勘案をしていただいて。

齋藤委員（3 番）

だけどこれは、あくまでも標準料金だからあとはお互いに協議してもらおうと。それで良いのではないのでしょうか。

事務局長（吉野）

それでは、その方向で追記をさせていただきます。

議長（岩瀬会長）

それでは、他に意見がなければ、そのようにしてよろしいでしょうか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、ご異議ございませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

それでは、議案第4号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

つづきまして、議案第5号 大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。では、10ページになりますが、申し訳ありませんが、10ページ、11ページにつきまして本日配布させていただきましたものと差替えをお願いいたします。

議案第5号 大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について 大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を下記のとおり制定するにあたり、意見を求める。平成29年2月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬 貞夫 1 大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 別添のとおり 資料については、次ページからになります。詳細につきましては、秋山補佐から説明いたします。

事務局（秋山）

それでは、私の方からご説明をさせていただきます。この条例につきましては、平成27年8月28日に成立し同年9月4日に公布された「農業協同組合法等の一部を改正する等に関する法律（平成27年法律第63号）」に伴い「農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）」の改正があり、農業委員の選出方法と定数の変更及び新たに農地利用最適化推進委員の新設が義務付けられたため、「大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」を新たに制定し、現行の町条例である「大多喜町農業委員会の委員の定数に関する条例」を廃止、さらには、農地利用最適化推進委員の報酬を定めるため、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するものです。

この条例は、現在の委員さんの任期満了日である平成30年3月

31日の翌日である平成30年4月1日から施行となりますが、改正後の委員の選出においては、公募や公募結果の公表また、町長が任命するにあたり、事前に議会の同意を必要とすることから、選任から任命までにかかなりの期間を要す事が考えられるため、「平成29年第1回大多喜町議会定例会3月会議」に議案として提出を予定しているものです。

資料の2ページ目をご覧ください。大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、条例議案を基に説明。（農業委員及び推進委員の定数について、2015年農林業センサスの数値を参考に定数を算出。農地面積1,003ha。農業者の数1,154人）

この条例改正案を3月議会に提案させて頂きたいと思います。

先ほど説明させていただいたとおり、農業委員さんにつきましては、公募というかたちになりますので、公募の期間や選考に要する期間さらに、議会の承認期間等が必要になることから、半年程度の期間を要するのではないかと想定しておりますので、今回の3月議会への提出をさせて頂きたいということです。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明がおわりました。質問のある方はお願いいたします。

山岸委員（10番）

先ほど、2015年の農林業センサスデータを使用しているとのことでしたが、なぜ2015年のデータを使用するのか。

事務局（秋山）

2015年の農林業センサスが最新のものであるためです。

山岸委員（10番）

そう言うことですか。分かりました。

藤平委員（6番）

第2条で定数10人と確定されていますよね。10人ということで。先ほどの説明の中で、この中に女性あるいは、認定農業者等も入るということか。

事務局（秋山）

はい。そのとおりです。

藤平委員（6番）

と言う事は、それ以上増える事はないということか。あくまでも10人か。

事務局（秋山）

はい。そのとおりです。

齋藤委員（3 番）

分かっているだけで、認定農業者とかの配分は分かっているのですか。例えば、10 人の内認定農業者が何人とか。

事務局（秋山）

はい。認定農業者は、定数の半数以上となります。

藤平委員（6 番）

大多喜町には今現在、認定農業者がいるのか。農林業センサスを基準にするのか、それとも現時点、28 年度の認定農業者を基準にするのか。

事務局（秋山）

認定農業者について、現在町で把握しているのは、22 人です。

齋藤委員（3 番）

では、5 人は認定農業者にしなさいということか。

事務局（秋山）

認定農業者が少ない地区につきまして、本町もそれに該当しますが、認定農業者が定数の 8 倍以下の場合には、認定農業者又は準ずる者ということで、指定することが出来ますが、こちらに関しましては、手続きが必要でありまして、議会の承認を得る必要がありますので、そこでもある程度の期間が必要になってくると思われます。

藤平委員（6 番）

と言う事は、半数以下になった場合は議会の承認を得て、他の一般の方へ回すということか。

事務局（秋山）

その前に、認定農業者がですね定数の 8 倍以下の場合が確定した時に、準ずる者の登用について議会の承認を得ておくと言う事も考えられます。

齋藤委員（3 番）

要するに、全て議会の承認が必要ということか。このような人選をしたが、宜しいでしょうかと問いかけて、議会を通過しないと決定できないということですよ。それに期間を要すると言う事か。だから、今年から人選をしないと期間的に間に合わないとのことか。

事務局（秋山）

まず最初に公募することが必要になり、公募して応募された方等の人選をしてということになる。

齋藤委員（３番）

取りあえず議会に提案するのは、定数の問題だけですか。

事務局（秋山）

そのとおりです。

議長（岩瀬会長）

それでは、他に意見がなければ、そのようにしてよろしいでしょうか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

質問がないようですが、ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

それでは、議案第５号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第６号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、１２ページをお開きください。議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成２９年２月２３日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 １ 大多喜町農用地利用集積計画（案）別添のとおり ２ 公告を予定する日 平成２９年２月２４日 今回の案件は、１１件でＮＯ２８－７７から２８－８３が再設定の案件、ＮＯ２８－８４から２８－８７が新規設定の案件になります。１３ページからご説明いたします。農用地利用集積計画各筆明細書

整理番号２８－７７ ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 下大多喜地区 地目 田 地積 657㎡ 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料コシヒカリ 40kg での設定です。 ②利用権設定期間 10 年間で。期間開始日 平成２９年２月２４日 満了日平成３９年２月２３日 借賃の支払い期日は毎年１０月３１日までに持参払い。 貸付者 大多喜町在住者

借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、14ページ

整理番号28-78 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 部田地区 地目 田 地積 1,163 m²他 2 筆合計面積
3,265 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料
10a 当たりコシヒカリ 1 等米 30kg での設定です。 ②利用権設
定期間6年間で。期間開始日 平成29年2月24日 満了日平
成35年2月23日 借賃の支払い期日は毎年 10 月 31 日まで
に持参払い。 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住
者。

つづきまして、15ページ

整理番号28-79 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 小土呂地区 地目 田 地積 738 m²他 1 筆合計面積
3,530 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃
料 コシヒカリ 1 等米 210kg での設定です。 ②利用権設定期間
10年間で。期間開始日 平成29年2月24日 満了日平成39
年2月23日 借賃の支払い期日は毎年9月30日までに持参払
い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、16ページ

整理番号28-80 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 小土呂地区 地目 田 地積 1,152 m² 利用計画 水田
として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ 1 等米 60kg
での設定です。 ②利用権設定期間 10 年間で。期間開始日 平
成29年2月24日 満了日平成39年2月23日 借賃の支
払い期日は毎年9月30日までに持参払い。貸付者 大多喜町在
住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、17ページ

整理番号28-81 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 小土呂地区 地目 田 地積 1,773 m² 利用計画 水田
として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ 1 等米 90kg
での設定です。 ②利用権設定期間 10 年間で。期間開始日 平
成29年2月24日 満了日平成39年2月23日 借賃の支
払い期日は毎年9月30日までに持参払い。貸付者 大多喜町在
住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、18ページ

整理番号 28-82 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 上原地区 地目 畑 地積 755 m² 利用計画 畑として
利用 貸借権での設定で、賃料 7,000 円での設定です。 ②利
用権設定期間 3 年間で。期間開始日 平成 29 年 2 月 24 日 満
了日平成 32 年 2 月 23 日 借賃の支払い期日は毎年 12 月 31
日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町
在住者。

つづきまして、19 ページ

整理番号 28-83 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 柳原地区 地目 田 地積 112 m² 他 3 筆合計面積
3,133 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料
コシヒカリ玄米 150kg での設定です。 ②利用権設定期間 3 年
間で。期間開始日 平成 29 年 2 月 24 日 満了日平成 32 年 2 月
23 日 借賃の支払い期日は毎年 9 月 30 日までに持参払い。貸
付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、20 ページ。

整理番号 28-84 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 石神地区 地目 田 地積 1,870 m² 他田 2 筆 合計面
積 3,750 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定です。
賃料 コシヒカリ 1 等米 90kg での設定です。 ②利用権設定期
間 5 年間で。期間開始日 平成 29 年 3 月 1 日 満了日平成 34
年 2 月 28 日 借賃の支払い期日は毎年 9 月 30 日までに持参
払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、21 ページ

整理番号 28-85 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 泉水地区 地目 田 地積 3,559 m² 利用計画 水田と
して利用 貸借権での設定で、賃料 玄米 180kg での設定です。
②利用権設定期間 6 年間で。期間開始日 平成 29 年 2 月 24 日
満了日平成 35 年 2 月 23 日 借賃の支払い期日は毎年 9 月 3
0 日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜
町在住者。

つづきまして、22 ページ

整理番号 28-86 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 上原地区 地目 畑 地積 538 m² 利用計画 畑として
利用 貸借権での設定で、賃料 10,000 円での設定です。 ②利

用権設定期間３年間で。期間開始日 平成２９年２月２４日 満了日平成３２年２月２３日 借賃の支払い期日は毎年１２月３１日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、２３ページ。

整理番号２８－８７ ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 久我原地区 地目 田 地積 344 m² 他２筆 合計面積 5,819 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定です。

②利用権設定期間３年間で。期間開始日 平成２９年２月２４日 満了日平成３２年２月２３日 貸付者 茂原市在住者 借受者 大多喜町在住者。

なお、利用権の設定を受ける者（借り手）の経営状況については２４ページから２６ページのとおりです。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると言えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

はい。事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

議長（岩瀬会長）

質問はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

議案第６号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議件は以上をもって終わります。

審議が長時間に渡っているため、ここで１０分間の休憩をとりたいと思います。

（午後３時３４分）

休憩（午後３時３４分～午後３時４０分）

議長（岩瀬会長）

それでは、会議を再開いたします。

それでは、続きまして報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは27ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について 下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成29年2月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号29 所在・番地 横山地先 地目 田及び畑 地積 36 m² 他8筆合計地積 6,341.6 m² 登記原因・日付 相続 平成29年1月16日 権利者 大多喜町在住者

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について 下記のとおり、農地法第18第6項の規定による農用地賃貸借権の中途解約に係る通知があったので報告する。平成29年2月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号25 所在・地番 三又地先 地目 畑及び田 地積 505 m² 他11筆合計面積 11,234 m² 貸付人 長生郡一宮町在住者 成年後見人 司法書士 借受人 勝浦市在住者 事由 借受人の体調不良のため。番号26 所在・地番 大田代地先 地目 田 地積 776 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 野生鳥獣による毎年の被害で困るのと、高齢により農作業が困難になってきた。番号27 所在・地番 大田代地先 地目 田 地積 2,365 m² 他1筆合計地積 3,715 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 野生鳥獣による毎年の被害で困るのと、高齢により農作業が困難になってきた。番号28 所在・地番 大田代地先 地目 田 地積 1,178 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 高齢により農作業が困難。

報告第3号 軽微な土地改良の届出について 下記のとおり、届出があったので報告する。平成29年2月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号4 所在・地番 小土呂地先 地目 田 地積 1,368 m² 他1筆合計面積 1,983 m² 埋め立て後の利用 畑として野菜を作付けする。土地所有者 大多喜町在住者 工事期間 平成29年2月20日から平成29年3月31日まで。

報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に

関する照会があったので報告する。平成29年2月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号14 所在・地番 下大多喜地先 地目 畑 地積 297 m²他1筆合計地積 792 m² 変更登記地目 山林 登記原因・日付 年月日不詳 また、番号15においても同一の申請人であるため続けて説明いたします。 番号15 所在・地番 下大多喜地先 地目 畑 地積 495 m²他1筆合計地積 990 m² 番号14と併せて、合計4筆 1,782 m²となります。変更登記地目 山林 登記原因・日付 年月日不詳 調査・報告地目 平成29年1月18日現地調査、こちらは、山岸委員さんに立会をお願いしました。 照会地の4筆は、地籍調査が行われておらず、筆界未定となっておりますが現況は4筆ともに竹が生え、既に農地としての復元は困難と判断したので、非農地として回答した。土地所有者の住所氏名 市原市在住者。報告事項は以上です。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいとおもいます。つづいて、議事日程6のその他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

委員への報告あり。

事務局長（吉野）

委員さんの方からなにかありますでしょうか。

特にないようですので、以上を持ちまして本日の総会を閉会させていただきます。大変長時間に渡り慎重審議ありがとうございました。ご苦労様でございました。

閉 会（午後3時51分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年2月23日

会 長

岩瀬貞夫



署名委員

押元 康郎



署名委員

後田 義久

